

特別養護老人ホーム指定管理者選定の審査基準

審査項目	点数	着眼点
1 法人(30点)		
(1) 法人の理念・基本方針等	5	法人の理念に老人福祉施設の理念が反映されており、職員に共有されている。
	3	法人の理念に老人福祉施設の理念が反映されているが、職員に共有されていない。
	0	法人の理念に老人福祉施設の理念が反映されていない。
(2) 財務状況	5	法人全体の財務状況が極めて健全であり、安定した運営に支障のない基盤がある。
	3	法人全体の財務状況が健全であり、安定した運営が可能な基盤がある。
	0	法人全体の財務状況が、何とか収支を保っている状況である。
	-3	法人全体の財務状況が不良であり、安定した運営が期待できない。
	-5	法人全体の財務状況が著しく不良であり、安定した運営が期待できない。
(3) 社会福祉事業等の運営実績	5	社会福祉法第2条第2項第3号に規定する事業のうち、特別養護老人ホームを5年以上良好に運営している。
	3	社会福祉法第2条第2項第3号に規定する事業のうち、特別養護老人ホームを2年以上良好に運営している。
	1	社会福祉法第2条第2項第3号に規定する事業のいずれかを、2年以上良好に運営している。
(4) 職員の人材育成の考え方	5	職員の人材育成に対する考え方が、優れている。
	3	職員の人材育成に対する考え方が、適切である。
	0	職員の人材育成に対する考え方について、見直しが必要である。
(5) 監査指摘等への対応結果	5	監査指摘に関して、改善報告を要する指摘がない。
	3	監査指摘に関して、改善報告を要する指摘があるが、適切に改善されている。
	0	監査指摘に関して、改善報告を要する指摘があるが、改善されていない。
(6) 個人情報保護	5	個人情報の保護に関する取扱いが、優れている。
	3	個人情報の保護に関する取扱いが、適切である。
	0	個人情報の保護に関する取扱いについて、見直しが必要である。

審査項目	点数	着眼点
2 収支計画(5点)		
施設運営の収支と利用者負担	5	施設運営に工夫があり、綿密な積算のもとに事業収支を検討しており、安定した経営が見込まれる。また、利用者負担の内容も適切かつ明快である。
	3	無理のない収支を見込んでおり、また、利用者負担の内容も適切である。
	0	事業収支にやや不安があり、引き続き検討が必要である。また、利用者負担の内容について、調整が必要である。
3 事業に対する熱意と経験(25点)		
(1) 法人代表の熱意と理解	5	法人代表は、福祉保健事業に5年以上従事しており、かつ十分な経験と熱意がある。
	3	法人代表は、福祉保健事業に2年以上従事しており、かつ一定の経験と熱意がある。
	1	法人代表は、福祉保健事業の経験が2年未満である。
(2) 施設長(又は予定者)の熱意と理解等	5	施設長(予定者)は、福祉保健事業に5年以上従事しており、十分な経験と熱意がある。
	3	施設長(予定者)は、福祉保健事業に2年以上従事しており、一定の経験と熱意がある。
	1	施設長(予定者)は、福祉保健事業の経験が2年未満である。
(3) 施設の運営方針	5	施設の運営方針の具体性・実現性が、優れている。
	3	施設の運営方針の具体性・実現性が、適切である。
	0	施設の運営方針の具体性・実現性について、見直しが必要である。
(4) 関連機関(福祉・保健・医療機関等)との連携	5	関係機関との連携に関する考え方の具体性・実現可能性が、優れている。
	3	関係機関との連携に関する考え方の具体性・実現可能性が、適切である。
	0	関係機関との連携に関する考え方の具体性・実現可能性について、見直しが必要である。
(5) 地域団体(町内会・地区社協協等)との連携	5	地域団体との連携に関する考え方の具体性・実現可能性が、優れている。
	3	地域団体との連携に関する考え方の具体性・実現可能性が、適切である。
	0	地域団体との連携に関する考え方の具体性・実現可能性について、見直しが必要である。

審査項目	点数	着眼点
4 事業計画(35点)		
(1) 入所者(特別養護老人ホーム)に関する事業計画	5	入退所に対する考え方・サービス内容に関する事業計画が、優れている。
	3	入退所に対する考え方・サービス内容に関する事業計画が、適切である。
	0	入退所に対する考え方・サービス内容に関する事業計画について、見直しが必要である。
(2) 短期入所に関する事業計画	5	短期入所の受入体制・サービス内容に関する事業計画が、優れている。
	3	短期入所の受入体制・サービス内容に関する事業計画が、適切である。
	0	短期入所者の受入体制・サービス内容に関する事業計画について、見直しが必要である。
(3) 事故防止対策	5	事故防止策に関する意識・対応の適切性が、優れている。
	3	事故防止策に関する意識・対応の適切性が、適切である。
	0	事故防止策に関する意識・対応の適切性について、見直しが必要である。
(4) 苦情対応	5	苦情に関する意識・対応の適切性が、優れている。
	3	苦情に関する意識・対応の適切性が、適切である。
	0	苦情に関する意識・対応の適切性について、見直しが必要である。
(5) 施設の管理	5	施設及び設備の維持保全及び管理の方針が具体的であり、実効性・実現性が高い。
	3	施設及び設備の維持保全及び管理の方針が、適切である。
	0	施設及び設備の維持保全及び管理の方針が具体的でなく、見直しが必要である。
(6) 経費節減への取り組み	5	経費節減への取組に関する具体性・実現可能性が、優れている。
	3	経費節減への取組に関する具体性・実現可能性が、適切である。
	0	経費節減への取組に関する具体性・実現可能性について、見直しが必要である。
(7) 環境への配慮	5	環境への配慮(ごみ減量化、リサイクル、省エネルギーなど)に対する明確な考え方・具体的な取り組みが、優れている。
	3	環境への配慮(ごみ減量化、リサイクル、省エネルギーなど)に対する明確な考え方・具体的な取り組みが、適切である。
	0	環境への配慮(ごみ減量化、リサイクル、省エネルギーなど)に対する明確な考え方・具体的な取り組みについて、見直しが必要である。

審査項目	点数	着眼点
5 前期の指定管理業務の実績(±5点)		
前期の指定管理業務の実績	5	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を大きく上回っている。
	3	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を上回っている。
	0	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を維持している。
	-3	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準に達していない。
	-5	指定管理業務の実績が、協定で求められる水準を大きく下回っている。
6 本市施策・事業の実績(5点)		
緊急対応を要する利用者や医療的ケアを要する利用者の受入実績	5	特別養護老人ホームにおいて、やむを得ない措置又は優先入所による利用者受入実績があり、かつ医療的ケアを要する利用者の受入を積極的に行っている。
	3	特別養護老人ホームにおいて、やむを得ない措置又は優先入所による利用者受入実績がない又は医療的ケアを要する利用者の受入を積極的に行っていない。
	0	特別養護老人ホームにおいて、やむを得ない措置又は優先入所による利用者受入実績がなく、かつ医療的ケアを要する利用者の受入を積極的に行っていない。

合計:105点満点